

東京都特別支援教育推進計画 (第二期)・第一次実施計画

－共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進－

平成 29 年 2 月

東京都教育委員会

はじめに

東京都教育委員会は、東京都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」（平成 16 年 11 月）に基づいて、これまで、第一次（平成 16 年度）、第二次（平成 19 年度）及び第三次（平成 22 年度）と三次にわたる実施計画を策定し、個に応じた指導・支援の充実や都立特別支援学校の再編整備など、障害のある幼児・児童・生徒に対する実効性のある取組を推進し、東京の特別支援教育を着実に前進させてきました。

一方、障害者の権利に関する条約の批准や、それに伴う「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする国内法の整備など、障害者を取り巻く環境は大きく変わっています。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定や「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」、「東京都教育施策大綱」の策定など、東京都を取り巻く状況も変化しています。

こうした状況の変化を踏まえて、障害のある人もない人も互いに尊重し合いながら暮らしていける共生社会を実現するためには、これまで以上に障害者の自立と社会参加を促進する必要があり、その礎を築く上で、障害のある幼児・児童・生徒の能力を最大限に伸長する特別支援教育が重要な役割を果たしていかなければなりません。

このため、これまでの推進計画の成果に立脚した上で、障害者や東京都をめぐる状況変化に適切に対応し、特別支援教育の更なる充実を図る観点に立って、このたび、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定しました。

本計画は、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念として、今後 10 年間の長期的な視点に立って、特別支援教育に関する様々な施策を実施し、特別支援教育の更なる充実を図ろうとするものです。

東京都教育委員会は、本計画を着実に推進し、障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加の実現を目指してまいります。

今後とも、保護者の方々をはじめ、教育関係者、都民の皆様の一層の御理解、御支援をいただきますよう、お願い申し上げます。

平成 29 年 2 月

東京都教育委員会

目 次

はじめに

第1部 東京都特別支援教育推進計画（第二期）

第1章	東京都特別支援教育推進計画（第二期）策定の背景	
1	都における特別支援教育の歴史と沿革	2
2	東京都特別支援教育推進計画における取組状況等	5
3	障害者や東京都を取り巻く状況の変化	11
第2章	東京都特別支援教育推進計画（第二期）の必要性和性格	
1	東京都特別支援教育推進計画（第二期）策定の必要性	18
2	東京都特別支援教育推進計画（第二期）の性格	19
3	特別支援学校及び特別支援学級の在籍者・利用者数の将来推計	20
4	国、都、区市町村が一体となった特別支援教育の推進	22
5	計画の進行管理（PDCAサイクルの構築）	25
第3章	東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念と施策の方向性	
1	東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念	27
2	四つの施策の方向性	28
第4章	東京都特別支援教育推進計画（第二期）の目指す将来像と目標	30
第5章	東京都特別支援教育推進計画（第二期）における施策の体系	38

第2部 第一次実施計画

第1章	特別支援学校における特別支援教育の充実	
1	主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実	44
2	多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	60
3	質の高い教育を支える教育環境の整備・充実	79
第2章	小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実	
1	小学校、中学校における特別支援教育の充実	92
2	都立高校等における特別支援教育の充実	105
第3章	変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進	
1	変化する社会において自立して生きるための力の育成	118
2	ICT機器を活用した教育活動の展開	123
3	豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進	130
第4章	特別支援教育を推進する体制の整備・充実	
1	専門性の高い教員の確保・育成	146
2	学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実	157
3	関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進	172

参考資料	181
------	-----